

松本市公告第167号

松本市スタートアップ推進事業起業家育成業務を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和7年5月15日

松本市長 臥雲 義尚



1 業務概要

(1) 業務名

松本市スタートアップ推進事業 起業家育成業務

(2) 業務内容

別紙「松本市スタートアップ推進事業起業家育成業務委託 仕様書」のとおり

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 提案上限額

8,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 参加資格要件

参加者は、実施要領の公開日から契約候補者決定までの間、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する会社であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (8) 社会保険等に加入していること。

※複数者が協力して参加する場合、構成員についても上記(2)～(8)を満たす必要がある。

また、松本市が契約する場合の相手方は代表者とし、他の構成員は協力事業者となる。

5 実施要領等関係書類

松本市ホームページからダウンロードすること。[<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/>]

6 参加表明書提出

(1) 提出期限

令和7年5月26日（月）正午まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社経歴書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 業務実績書（様式4）及び添付書類（様式任意） ※実績がある場合のみ

オ 業務協力予定書（様式5） ※共同提案を予定している場合のみ

カ 登記事項証明書 ※提出日から3カ月以内、コピー可

キ 法人税と消費税及地方消費税の納税証明書【その3の3】 ※提出日から3カ月以内、コピー可

ク 市町村税納税証明書 ※提出日から3カ月以内、コピー可

ケ 財務諸表 ※提出日から直近のもの

コ 各様式に押印する印鑑の印鑑証明書 ※提出日から3カ月以内、コピー可

サ 社会保険等加入を証する書類 ※コピー可

(3) 提出場所等

松本市役所商工課に持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。なお、共同提案を予定している場合、協力事業者の書類提出は求めないが、その参加資格については提案の代表者が保証すること。その場合であっても、業務の主たる部分を再委託することは認めない。

7 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

書面（様式9）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

メールアドレス：shoukou@city.matsumoto.lg.jp

※メールの件名は「（会社名）松本市スタートアップ推進事業起業家育成業務プロポーザル質問書」とすること。

(2) 受付期限

令和7年5月20日（火）正午まで（必着）

(3) 質問への回答

令和7年5月23日（金） ※予定

質問を受けた場合は質問者に対して回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問及び回答の内容を市のホームページで公表する。なお、回答の内容は、この実施要領及び添付書類等の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月6日（金）正午まで（必着）

(2) 提出書類

- ア 企画提案書
 - イ 提案書類提出書（様式6）
 - ウ 本業務に関する提案見積書（様式7）及び内訳書（様式任意）
- (3) 提出場所等
- 松本市役所商工課へ持参又は郵送により、各6部及びPDF形式の電子媒体（メール添付可：shoukou@city.matsumoto.lg.jp）を提出すること。

9 選定方法

プレゼンテーション及びヒアリング審査により、「松本市スタートアップ推進事業起業家育成業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、規定の評価項目に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。

- (1) プレゼンテーション審査日
令和7年6月20日（金）
- (2) 留意事項
 - ア 最低評価基準点は審査委員全員の技術評価の合計点の7割とする。
 - イ 提案者が1者の場合は、審査委員全員の技術評価の合計点が7割以上であった場合に契約候補者として選定する。
 - ウ 参加者が6者以上の場合に予備審査として、提出書類の形式審査（求めている内容が記載されているかどうか）を実施する。

10 契約に関する事項

- ア 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、松本市と契約候補者による協議により決定するため、企画提案書の内容が直ちに実際の業務内容となるものではないことに留意すること。
- イ 契約候補者が「4 参加資格要件」のいずれかに該当しないことが判明した場合、契約を締結しないことがある。
- ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 参加資格の喪失

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 候補者決定までの間に、参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 候補者決定までの間に、提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えた場合
- (5) その他、松本市長が特に参加資格を有することが不適當であると認めた場合

12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 松本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を松本市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、松本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、松本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

1.3 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 必要に応じて、提出された書類に関するヒアリングを行うことがある。
- (4) 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するが、本件の選定の公表等に必要な場合には、松本市は、その著作権を無償で使用できることとする。
- (6) 全ての提案者が失格となった場合には、提案の再募集を行う場合がある。
- (7) 審査結果について、質問の受け付けは行わず、異議の申し立ては認めない。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）に基づき対応する。

1.4 問合せ先

〒390-0874 長野県松本市丸の内3-7

松本市役所 産業振興部 商工課 工業振興担当（本庁舎5階）

時間 平日午前8時30分～午後5時15分

TEL 0263-34-3270 FAX 0263-34-3008

e-mail shoukou@city.matsumoto.lg.jp